

令和6年度 第2回大東清掃センター公害防止対策協議会

日 時：令和6年12月13日（金）
午後2時から3時30分まで
場 所：大東清掃センター2階研修室

次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 報 告

(1) 令和6年度施設の稼働状況について

(2) 令和6年度各種測定結果等について

4 閉 会

令和6年度 大東清掃センター公害防止対策協議会委員名簿

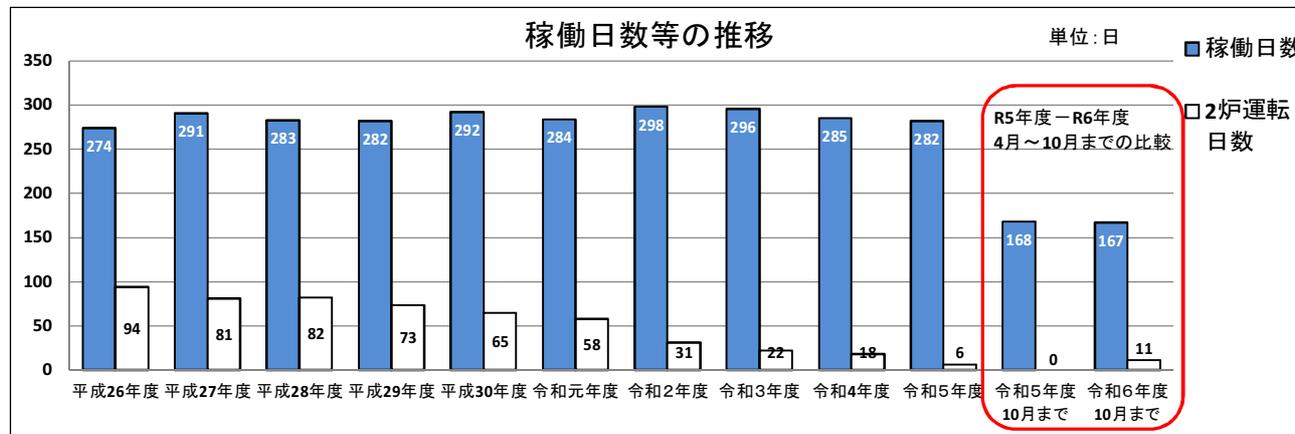
任期 令和6年7月11日から令和8年7月10日

職 名	地 区	氏 名	備 考
会 長	町 下	藤 野 裕	
副会長	長 者	佐 藤 隆 博	
副会長	羽 根 折 沢	佐 藤 義 信	
委 員	長 者	佐 藤 斎 博	
委 員	長 者	佐 藤 美 心	
委 員	羽 根 折 沢	佐 藤 悦 男	
委 員	羽 根 折 沢	菊 池 学	
委 員	町 下	小野寺 敬 一	
委 員	町 下	千 葉 幸 司	
委 員	寺 崎 前	佐 藤 文 橘	
委 員	組 合 議 員	千 葉 栄 生	
委 員	組 合 議 員	那 須 勇	
委 員	大東支所市民福祉課	千 葉 昌 子	
委 員	千厩支所市民福祉課	畠 山 学	

報告(1) 令和6年度施設の稼働状況について

焼却施設稼働状況

	焼却量 (トン)	稼働日数	2炉運転 日数	平均焼却量 (1日当たり) トン	牧草焼却量 (トン)	牧草焼却 日数	1日当たりの牧草 平均焼却量(ト ン)	備 考
平成26年度	12,267.98	274	94	44.77	871.46	192	4.54	利用自肅牧草は5月28日から焼却を開始し、192日焼却をした。
平成27年度	11,887.58	291	81	40.85	972.89	224	4.34	
平成28年度	11,606.77	283	82	41.01	566.02	173	3.27	1/16よりペレット化した牧草の焼却開始
平成29年度	11,063.00	282	73	39.23	426.54	235	1.82	
平成30年度	11,375.39	292	65	38.96	324.22	171	1.90	ペレット290.51t 牧草サイレージ33.71t 奥州金ヶ崎行政事務組合 464.19t
令和元年度	10,825.62	284	58	38.12				
令和2年度	10,168.67	298	31	34.12				
令和3年度	10,042.33	296	22	33.93				
令和4年度	9,888.22	285	18	34.70				
令和5年度	9,746.96	282	6	34.56				
令和5年度 10月まで	5,869.85	168	0	34.94				令和5年4月から10月まで
令和6年度 10月まで	6,002.07	167	11	35.94				令和6年4月から10月まで



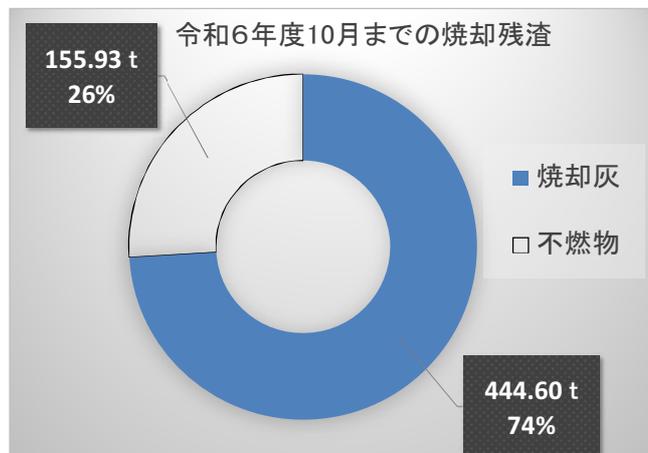
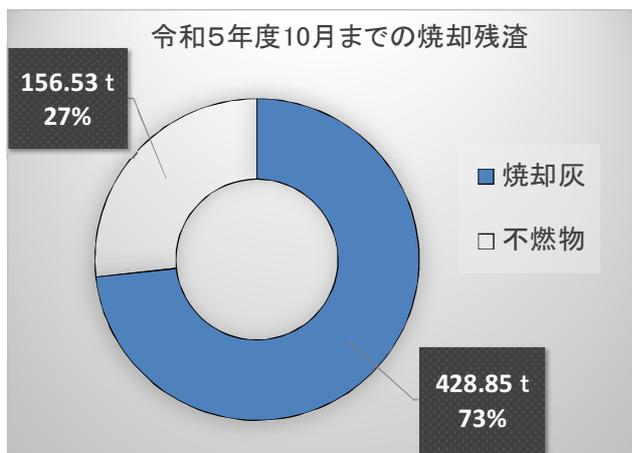
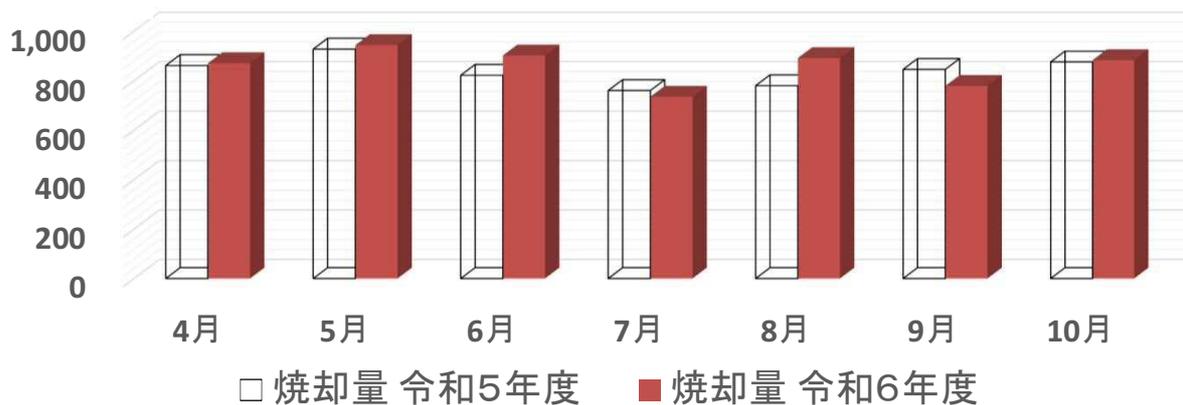
令和6年度 月別焼却量

単位：トン

項目	焼却量			焼却残渣量						焼却残渣計		
				焼却灰			不燃物					
	令和5年度	令和6年度	増減	令和5年度	令和6年度	増減	令和5年度	令和6年度	増減	令和5年度	令和6年度	増減
4月	860.95	870.19	9.24	64.72	74.21	9.49	20.70	23.14	2.44	85.42	97.35	11.93
5月	927.36	943.32	15.96	69.42	66.75	△ 2.67	20.15	26.99	6.84	89.57	93.74	4.17
6月	821.52	901.44	79.92	63.32	64.13	0.81	25.18	23.62	△ 1.56	88.50	87.75	△ 0.75
7月	759.85	734.71	△ 25.14	59.10	52.13	△ 6.97	20.51	17.77	△ 2.74	79.61	69.90	△ 9.71
8月	779.50	891.14	111.64	52.20	63.31	11.11	23.21	18.98	△ 4.23	75.41	82.29	6.88
9月	845.29	778.50	△ 66.79	54.49	55.03	0.54	22.00	19.60	△ 2.40	76.49	74.63	△ 1.86
10月	875.38	882.77	7.39	65.60	69.04	3.44	24.78	25.83	1.05	90.38	94.87	4.49
合計	5,869.85	6,002.07	132.22	428.85	444.60	15.75	156.53	155.93	△ 0.60	585.38	600.53	15.15

単位：トン

令和5年度－令和6年度 月別焼却量



組合管内一般廃棄物排出量

- 令和5年度：令和5年4月1日～令和5年10月31日時点
- 令和6年度：令和6年4月1日～令和6年10月31日時点の比較
- 下記の組合管内搬入量は、一関清掃センター及び大東清掃センターに計画収集及び直接持込された実搬入量
- 下記の表は、市が普及拡大のため助成している集団回収、資源化を促進している古着回収、小型家電のイベント回収分などを含まない

組合管内人口	令和5年度 (R6.3.31時点)	令和5年度 (10月時点)	令和6年度 (10月時点)	増 減
一関清掃センター管内人口 (一関地域・花泉地域)	65,204人	65,869人	64,934人	△ 935 人
一関清掃センター管内人口 (平泉町)	6,780人	6,886人	6,759人	△ 127 人
計	71,984人	72,755人	71,693人	△ 1,062 人
大東清掃センター管内人口	41,411人	41,966人	40,897人	△ 1,069 人
合 計	113,395人	114,721人	112,590人	△ 2,131 人
一般廃棄物排出量	令和5年度 <small>(搬入量端数：四捨五入)</small>	令和5年度 (10月時点) <small>(搬入量端数：四捨五入)</small>	令和6年度 (10月時点) <small>(搬入量端数：四捨五入)</small>	前年度同月比較 (10/31時点の比較増減)
組合管内搬入量	32,784トン	20,068トン	19,595トン	△ 473 トン
一関清掃センター搬入量	22,484トン	13,821トン	13,414トン	△ 407 トン
大東清掃センター搬入量	10,300トン	6,246トン	6,181トン	△ 65 トン
組合管内の一人1日あたりの排出量	790グラム	817グラム	813グラム	△ 4 グラム
一関清掃センター管内の一人1日あたりの排出量	853グラム	888グラム	874グラム	△ 14 グラム
大東清掃センター管内の一人1日あたりの排出量	680グラム	696グラム	706グラム	10 グラム
参考 一般廃棄物減量基本計画（一関市）	813グラム (令和4年3月策定 R6 一人1日あたりの削減目標排出量)			

大東清掃センター一般廃棄物搬入量調書

単位：トン

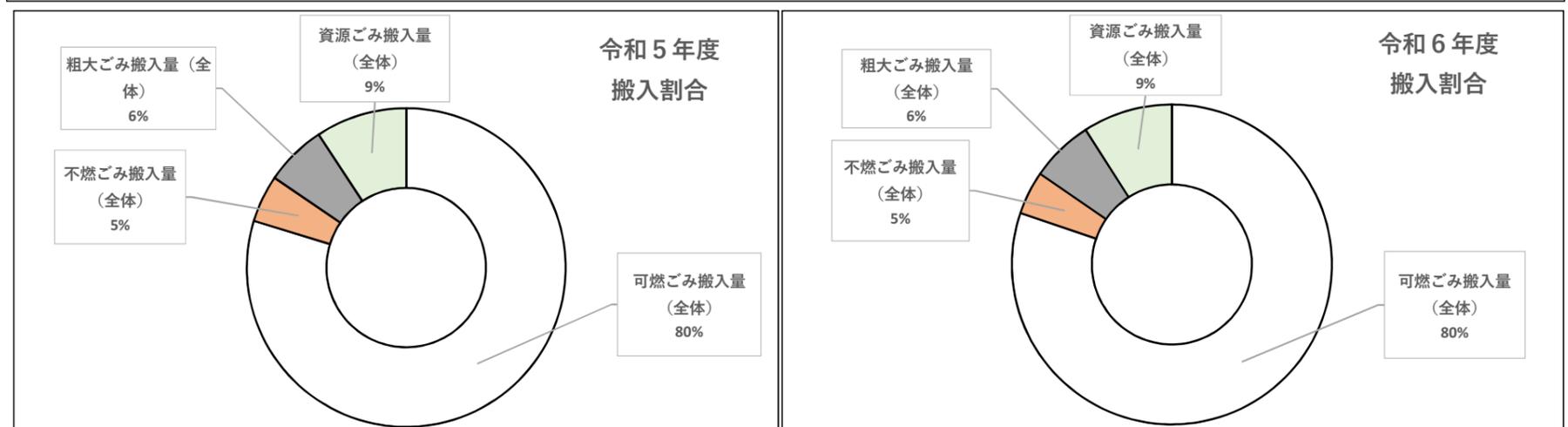
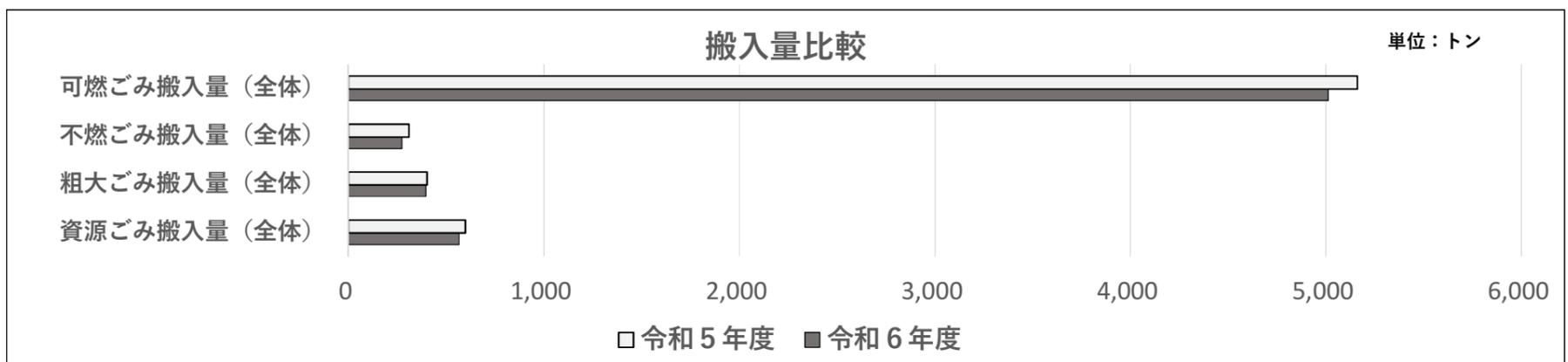
令和6年度搬入量調書		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	6年度合計	R5年度	比較	
可燃ごみ	可燃ごみ(収集)	495.79	540.12	437.05	539.64	566.22	475.01	518.16						3,571.99	3,618.33	△ 46.34	
	可燃ごみ(市町持込)	5.20	5.49	6.47	6.07	4.95	7.73	10.50						46.41	43.71	2.70	
	可燃ごみ(家庭持込)	35.84	33.02	24.78	24.61	29.91	18.51	28.77						195.44	203.50	△ 8.06	
	可燃ごみ(家庭許可)	1.26	0.30	0.38	0.45	0.23	0.31	0.66						3.59	7.72	△ 4.13	
	可燃ごみ(事業)	138.49	151.37	124.72	145.85	147.96	130.80	143.90						983.09	985.98	△ 2.89	
	可燃ごみ(災害)	0.00	18.32	0.00	0.00	0.00	0.00	2.47						20.79	2.52	18.27	
	公共施設可燃ごみ	21.66	22.41	20.16	21.48	18.36	20.38	22.68						147.13	149.10	△ 1.97	
	小計	698.24	771.03	613.56	738.10	767.63	652.74	727.14						4,968.44	5,010.86	△ 42.42	
不燃ごみ	不燃ごみ(収集)	39.56	35.43	33.13	25.86	28.53	25.96	27.81						216.28	211.18	5.10	
	不燃ごみ(市町持込)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00						0.00	0.00	0.00	
	不燃ごみ(家庭)	11.89	10.37	9.46	8.84	10.08	6.96	12.24						69.84	54.71	15.13	
	不燃ごみ(家庭許可)	0.02	0.08	0.00	0.00	0.00	0.00	0.12						0.22	3.27	△ 3.05	
	不燃ごみ(災害)	0.00	0.79	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00						0.79	0.00	0.79	
	不燃ごみ(不法投棄)	0.82	0.41	0.08	0.50	0.04	0.12	0.16						2.13	2.02	0.11	
	蛍光灯	0.53	0.00	0.55	0.00	0.46	0.00	0.49						2.03	2.25	△ 0.22	
	小計	52.82	47.08	43.22	35.20	39.11	33.04	40.82						291.29	273.43	17.86	
粗大ごみ	可燃性粗大(家庭)	43.44	51.12	43.66	36.43	39.42	29.63	47.85						291.55	299.40	△ 7.85	
	可燃性粗大(事業)	2.53	2.13	1.24	2.27	2.23	3.03	1.98						15.41	15.47	△ 0.06	
	不燃性粗大(家庭)	16.63	14.56	9.91	8.24	10.72	8.67	10.52						79.25	80.75	△ 1.50	
	粗大収集	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00						0.00	0.00	0.00	
	小計	62.60	67.81	54.81	46.94	52.37	41.33	60.35						386.21	395.62	△ 9.41	
缶	カン(収集)	6.82	6.22	6.04	5.47	7.12	6.09	5.46						43.22	50.32	△ 7.10	
	カン(家庭)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00						0.00	0.13	△ 0.13	
	カン(事業)	0.13	0.11	0.17	0.13	0.06	0.13	0.12						0.85	1.49	△ 0.64	
	小計	6.95	6.33	6.21	5.60	7.18	6.22	5.58						44.07	51.94	△ 7.87	
ガラスびん	ビン(収集)	29.52	27.00	26.91	23.77	28.56	25.19	22.75						183.70	194.33	△ 10.63	
	ビン(家庭)	0.00	0.00	0.00	0.08	0.07	0.00	0.00						0.15	0.25	△ 0.10	
	ビン(事業)	0.14	0.63	0.20	0.21	0.56	0.33	0.43						2.50	2.98	△ 0.48	
	小計	29.66	27.63	27.11	24.06	29.19	25.52	23.18						186.35	197.56	△ 11.21	
ペットボトル	ペットボトル(収集)	6.78	8.31	8.81	8.68	12.54	9.65	7.29						62.06	64.67	△ 2.61	
	ペットボトル(事業)	0.14	0.09	0.12	0.09	0.12	0.07	0.13						0.76	0.80	△ 0.04	
	小計	6.92	8.40	8.93	8.77	12.66	9.72	7.42						62.82	65.47	△ 2.65	
プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装(収集)	12.38	12.88	12.90	11.33	14.45	12.09	11.53						87.56	90.12	△ 2.56	
	小計	12.38	12.88	12.90	11.33	14.45	12.09	11.53						87.56	90.12	△ 2.56	
トレイ	トレイ(収集)	0.19	0.17	0.21	0.15	0.20	0.16	0.17						1.25	1.33	△ 0.08	
	小計	0.19	0.17	0.21	0.15	0.20	0.16	0.17						1.25	1.33	△ 0.08	
紙パック	紙パック(収集)	0.17	0.19	0.16	0.13	0.17	0.17	0.17						1.16	1.29	△ 0.13	
	小計	0.17	0.19	0.16	0.13	0.17	0.17	0.17						1.16	1.29	△ 0.13	
段ボール	古紙	ダンボール(収集)	6.41	6.02	4.89	4.50	6.53	5.57	4.48						38.40	38.91	△ 0.51
		ダンボール(家庭)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00						0.00	0.00	0.00
		ダンボール(事業)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00						0.00	0.00	0.00
		小計	6.41	6.02	4.89	4.50	6.53	5.57	4.48						38.40	38.91	△ 0.51
新聞	新聞	新聞(収集)	5.77	5.52	5.25	4.00	5.67	5.83	4.77						36.81	39.44	△ 2.63
		小計	5.77	5.52	5.25	4.00	5.67	5.83	4.77						36.81	39.44	△ 2.63
雑誌	雑誌	雑誌(収集)	12.22	11.31	11.10	7.96	10.68	9.34	8.93						71.54	75.38	△ 3.84
		小計	12.22	11.31	11.10	7.96	10.68	9.34	8.93						71.54	75.38	△ 3.84
		古紙合計	24.57	23.04	21.40	16.59	23.05	20.91	18.35						147.91	155.02	△ 7.11
公共施設資源ごみ	種別無し資源ごみ	0.29	0.24	0.28	0.33	0.40	0.28	0.26						2.08	2.37	△ 0.29	
※小型家電	ボックス回収(市町持込)	0.59	0.54	0.26	0.30	0.38	0.34	0.35						2.76	2.43	0.33	
合計	可燃総計	744.21	824.28	658.46	776.80	809.28	685.40	776.97						5,275.40	5,325.73	△ 50.33	
	不燃総計	69.45	61.64	53.13	43.44	49.83	41.71	51.34						370.54	354.18	16.36	
	資源総計	81.55	79.23	77.30	67.13	87.51	75.24	66.84						534.80	566.24	△ 31.44	
	総計	895.21	965.15	788.89	887.37	946.62	802.35	895.15						6,180.74	6,246.15	△ 65.41	

※上記の 色は可燃ごみ、 色は不燃ごみ、 色は資源ごみ

大東清掃センター管内の搬入量及び排出量

●令和5年度：令和5年4月1日～令和5年10月31日時点、令和6年度：令和6年4月1日～令和6年10月31日時点の比較

可燃ごみ	令和5年度 10月まで	令和6年度 10月まで	増 減
①大東管内人口	41,966人	40,897人	△ 1,069 人
②可燃ごみ搬入量（家庭系・事業系・公共施設・火災ごみ）	5010.86t	4968.44t	△ 42.42 t
令和5年度一人当たりの年間排出量			119.40 kg
令和6年度一人当たりの年間排出量			121.49 kg
令和5年度一人一日当たりの排出量			557.96 g
令和6年度一人一日当たりの排出量			567.69 g
一日当たりの排出量比較			9.73 g
不燃ごみ	令和5年度 10月まで	令和6年度 10月まで	増 減
①大東管内人口	41,966人	40,897人	△ 1,069 人
②不燃ごみ搬入量（家庭系・不法投棄・火災ごみ）	273.43t	291.29t	17.86 t
令和5年度一人当たりの年間排出量			6.52 kg
令和6年度一人当たりの年間排出量			7.12 kg
令和5年度一人一日当たりの排出量			30.45 g
令和6年度一人一日当たりの排出量			33.28 g
一日当たりの排出量比較			2.83 g
粗大ごみ（可燃性、不燃性）	令和5年度 10月まで	令和6年度 10月まで	増 減
①大東管内人口	41,966人	40,897人	△ 1,069 人
②粗大ごみ搬入量（家庭系・事業系）	395.62t	386.21t	△ 9.41 t
令和5年度一人当たりの年間排出量			9.43 kg
令和6年度一人当たりの年間排出量			9.44 kg
令和5年度一人一日当たりの排出量			44.05 g
令和6年度一人一日当たりの排出量			44.13 g
一日当たりの排出量比較			0.08 g
資源物 （缶、ビン、ペットボトル、プラスチック製容器包装、 トレイ、紙パック、段ボール、新聞、雑誌、小型家電）	令和5年度 10月まで	令和6年度 10月まで	増 減
①大東管内人口	41,966人	40,897人	△ 1,069 人
②資源物収集（家庭系・事業系）	566.24t	534.80t	△ 31.44 t
令和5年度一人当たりの年間排出量			13.49 kg
令和6年度一人当たりの年間排出量			13.08 kg
令和5年度一人一日当たりの排出量			63.05 g
令和6年度一人一日当たりの排出量			61.11 g
一日当たりの排出量比較			△ 1.94 g
令和5年度 10月まで 一人一日当たりの総排出量			696 g
令和6年度 10月まで 一人一日当たりの総排出量			706 g 前年度より、10gの増



※考察

●大東清掃センターに搬入された計画収集及び直接持込によるごみの搬入量は、前年度同月と比較すると全体で約65トンの減となっている。人口減少などにより減少傾向にあるが増えているごみもある。その種類としては、火災による可燃ごみで約18トン、不燃ごみの計画収集分で約5トン、個人持込分で約15トンの増となっている。不燃ごみが増えている要因としては、空き家などの片付けや不要物の処分による搬入が増えてきていることが挙げられる。

報告(2) 令和6年度各種測定結果について

令和6年度各種測定結果

○ 排ガス中のダイオキシン類濃度測定結果								単位 ng-TEQ/m ³ N	
炉	29年度	30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
1号炉	0.0031	0.00032	0.000039	0.0039	0.0000029	0.000043	0.0000034	0.00080	
2号炉	0.0000031	0.0000014	0.0000061	0.0014	0.00000091	0.000036	0.00000064	0.00064	

・ 令和6年度測定年月日：令和6年10月23日～10月24日

【備考】 ・ 国の基準(ダイオキシン類特別措置法) 5ng-TEQ/m³N

・ 令和6年度測定結果は、1号炉2号炉とも公害防止協定基準値0.05ng-TEQ/m³N以下でした。

○ 大気中のダイオキシン類濃度測定結果								単位 pg-TEQ/m ³ N	
	地点名	29年度	30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①	南長者 137-1(長者会館)	0.0038	0.0031	0.0017	0.0022	0.0033	0.0026	0.0028	0.0026
②	中羽根折沢 16	0.0029	0.0030	0.0019	0.0028	0.0044	0.0024	0.0016	0.0023
③-1	町下 102-1(No. 1)	0.0037	0.0028	0.0021	0.0035	0.0039	0.0025	0.0017	0.0014
③-2	町下 102-1(No. 2)	0.0034	0.0029	0.0024	0.0043	0.0033	0.0029	0.0015	0.0014
④	大野沢 75-1	0.0034	0.0032	0.0024	0.0098	0.0035	0.0024	0.0016	
④	大野沢 3								0.0015

【備考】 ・ 令和6年度測定年月日：令和6年10月23日～10月24日

・ 令和6年度測定結果は、全ての測定地点において国の基準値0.6pg-TEQ/m³N以下でした。

・ 令和6年度より、④測定地点変更

○ 土壌中のダイオキシン類濃度測定結果								単位 pg-TEQ/g	
	地点名	29年度	30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①	南長者 78-3	5.4	1.1	2.0	0.83	1.8	0.94	0.12	0.77
②	北長者 157-1	6.0	4.5	4.3	5.0	4.2	5.1	0.34	
②	北長者 157-14								0.077
③	南長者 143-3	3.8	7.3	5.9	6.2	12	6.8	1.3	4.6
④	中羽根折沢 155	4.1	4.9	2.1	5.5	3.0	1.5	0.22	1.2
⑤	中羽根折沢 80	1.5	1.7	1.5	1.5	2.0	1.2	0.33	1.3
⑥	中羽根折沢 16	2.6	3.4	2.7	2.3	3.6	4.8	0.73	2.4
⑦	下羽根折沢 60-3	1.6	2.6	2.9	1.2	2.9	1.4	0.36	1.2
⑧	奥玉大野沢 76-2	1.2	1.5	0.68	0.84	2.0	0.99	0.0099	0.69
⑨	奥玉大野沢 85-2	2.1	3.5	3.1	1.6	4.0	2.9	0.28	2.6
⑩	奥玉大野沢 27-2	1.6	1.5	0.84	0.41	0.15	0.013	0.0082	0.17
⑪	奥玉大野沢 125	1.7	3.3	2.6	1.3	3.6	2.4	0.16	2.5
⑫	奥玉町下 229	0.029	0.16	0.25	3.1	0.2	0.078	0.00090	0.11
⑬	奥玉鶴子沢 78	8.3	4.0	12	12	7.6	4.8	1.4	10

【備考】 ・ 令和6年度測定年月日：令和6年10月23日

・ 令和6年度測定結果は、全ての測定地点において国の基準値1,000pg-TEQ/g以下でした。

・ 令和6年度より、②測定地点変更

○ 河川水のダイオキシン類濃度測定結果								単位 pg-TEQ/l	
	地点名	29年度	30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	中羽根折沢合流点	0.058	0.052	0.044	0.064	0.079	0.048	0.021	0.034

【備考】 ・ 令和6年度測定年月日：令和6年10月23日

・ 令和6年度測定結果は、国の基準値1pg-TEQ/l以下でした。

○ 周辺井戸水のダイオキシン類濃度測定結果									
									単位 pg-TEQ/ℓ
	地名	29年度	30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①	大野沢3	※	0.043	※	※	0.042	※	※	0.026
②	大野沢76-2	※	0.043	※	※	0.042	※	※	0.026
③	北長者206	※	0.043	※	※	0.041	※	※	0.027
④	南長者67	※	0.043	※	※	0.042	※	※	0.026
⑤	中羽根折沢80	※	0.045	※	※	0.042	※	※	0.026
⑥	下羽根折沢134	※	0.043	※	※	0.044	※	※	0.026

【備考】・令和6年10月23日に測定した結果は、全て国の基準値1pg-TEQ/ℓ以下でした。
 ※ 周辺井戸の測定は3年ごとに実施(公害防止協定に基づく)【次回は、令和9年度実施予定】

○ 排ガスの成分濃度測定結果										
										単位 g/m ³ N ・ ppm
炉	項目	単位	30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	協定基準値
1号炉	ばいじん	g/m ³ N	0.004	0.01未満	0.0026未満	0.002	0.002未満	0.0046	0.002未満	0.02
	一酸化炭素	ppm	6	21	4.4未満	7	0.7	8.1	7	30
	窒素酸化物	ppm	44	38	43	36	46	39	41	100
	硫酸酸化物	ppm	0.42	2.1未満	2.1未満	0.013未満	2.3未満	2.2未満	0.50未満	30
	塩化水素	ppm	1.1	0.9未満	2.2	4.9	1.8	2.2	4.3	50
2号炉	ばいじん	g/m ³ N	0.004	0.01未満	0.0023未満	0.002未満	0.003未満	0.0011	0.002未満	0.02
	一酸化炭素	ppm	17	5.0未満	9	4	0.4	12	4	30
	窒素酸化物	ppm	55	52	54	46	47	40	44	100
	硫酸酸化物	ppm	0.30未満	2.4未満	1.9未満	0.014未満	3.1未満	2.5未満	0.64	30
	塩化水素	ppm	1.6	2	1.1	3.2	6.1	1.2	6.1	50

【備考】・令和6年度測定年月日：令和6年10月23日（1号炉、2号炉）
 ・令和6年度測定結果は、1号炉、2号炉ともに全ての測定項目において、公害防止協定基準値以下でした。
 ・測定結果における未満数値の桁数の違いについて、焼却状態及びごみ質などにより、測定時の測定下限数値が変動することによるものです。

○ 騒音測定結果									
									単位 dB
測定区分	29年度	30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	協定基準値
朝	44	53	45	53	47	48	41	44	55
昼	45	48	45	47	50	49	43	45	60
夕	45	50	46	47	50	49	41	44	55
夜	45	49	46	49	49	47	41	47	50

【備考】・令和6年度測定年月日：令和6年10月23日～10月24日
 ・令和6年度測定結果は、全ての測定区分において公害防止協定基準値以下でした。

○ 振動測定結果									
									単位 dB
測定区分	29年度	30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	協定基準値
朝	36	35	32	32	33	32	29	31	60
昼	35	39	33	35	34	34	29	32	
夕	34	34	32	30	32	33	29	31	50
夜	35	36	33	29	31	33	29	28	

【備考】・令和6年度測定年月日：令和6年10月23日～10月24日
 ・令和6年度測定結果は、全ての測定区分において公害防止協定基準値以下でした。

○ 臭気測定結果						単位 ppm
測定物質名	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	協定基準値
アンモニア	0.1未満	0.1未満	0.3	0.1未満	0.2	1
メチルメルカプタン	0.0002未満	0.0005未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0005未満	0.002
硫化水素	0.002未満	0.0005未満	0.002未満	0.002未満	0.0005未満	0.02
硫化メチル	0.001未満	0.0005未満	0.001未満	0.001未満	0.0005未満	0.01
二硫化メチル	0.0009未満	0.0005未満	0.0009未満	0.0009未満	0.0005未満	0.009
トリメチルアミン	0.0005未満	0.0008未満	0.0012	0.0005未満	0.0008未満	0.005
アセトアルデヒド	0.005未満	0.012	0.005未満	0.005未満	0.004未満	0.05
プロピオンアルデヒド	0.005未満	0.004未満	0.005未満	0.005未満	0.004未満	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.0009未満	0.0008未満	0.0009未満	0.0009未満	0.0008未満	0.009
イソブチルアルデヒド	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02
ノルマルパレルアルデヒド	0.0009未満	0.0008未満	0.0009未満	0.0009未満	0.0008未満	0.009
イソパレルアルデヒド	0.0003未満	0.0004未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0004未満	0.003
イソブタノール	0.01未満	0.05未満	0.09未満	0.01未満	0.05未満	0.9
酢酸エチル	0.01未満	0.1未満	0.3未満	0.01未満	0.1未満	3
メチルイソブチルケトン	0.01未満	0.05未満	0.1未満	0.01未満	0.05未満	1
トルエン	0.01未満	0.5未満	1未満	0.01未満	0.5未満	10
スチレン	0.01未満	0.01未満	0.04未満	0.01未満	0.01未満	0.4
キシレン	0.01未満	0.05未満	0.1未満	0.01未満	0.05未満	1
プロピオン酸	0.003未満	0.0005未満	0.003未満	0.003未満	0.0005未満	0.03
ノルマル酪酸	0.0001	0.0005未満	0.0001未満	0.0001未満	0.0005未満	0.001
ノルマル吉草酸	0.00009未満	0.0005未満	0.00009未満	0.00009未満	0.0005未満	0.0009
イソ吉草酸	0.0001未満	0.0005未満	0.0001未満	0.0001未満	0.0005未満	0.001
臭気濃度	10未満	10未満	10未満	10未満	10未満	臭気指数10
【備考】 ・ 令和6年度測定年月日：令和6年10月23日 ・ 令和6年度測定結果は、全ての測定物質において公害防止協定基準値以下でした。						

○ 排ガス水銀濃度測定結果								単位 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
令和5年度								
炉	1号炉			2号炉				国の基準値 $50\mu\text{g}/\text{m}^3$
測定月	5月	12月	3月	5月	11月	2月		
測定日	5月15日	12月25日	3月7日	5月25日	11月14日	2月21日		
測定結果	0.6	0.12	0.081	0.16	0.082	0.24		
【備考】 ・ 令和5年度 5月～3月分の測定結果は、国の基準値 $50\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下でした。								
令和6年度								
炉	1号炉			2号炉				国の基準値 $50\mu\text{g}/\text{m}^3$
測定月	5月	9月	1月予定	5月	9月	1月予定		
測定日	5月30日	9月26日		5月15日	9月26日			
測定結果	1.0	0.18		2.3	0.19			
【備考】 ・ 令和6年度 5月～9月分の測定結果は、国の基準値 $50\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下でした。								

一関地区広域行政組合大東清掃センター公害防止対策協議会規程

平成18年4月1日

一関地区広域行政組合告示第6号

改正 平成20年5月30日 告示第14号

(趣旨)

第1条 この告示は、公害防止協定書第14条第2項の規定に基づき、一関地区広域行政組合(以下「組合」という。)の大東清掃センター公害防止対策協議会(以下「協議会」という。)の組織、運営方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 公害防止協定書第11条第1項に規定する措置の協議に関すること。
- (2) その他公害防止協定の運用のため、必要があると認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員14人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 大東清掃センター周辺自治会長及び地域住民を代表する者
- (2) 一関市議会議員のうち、組合議会の議員となった者 2名
- (3) 一関市の支所のうち、大東支所及び千厩支所の衛生担当課長の職にある者

3 前項第1号の委員の任期は、2年とし、同項第2号の委員の任期は、一関市議会議員としての任期による。ただし、同項第1号の委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長1人及び副会長2人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選とする。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定める順位により、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、毎年2回会長が招集する。ただし、会長が必要であると認めるときは、臨時に招集することができる。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(関係者からの意見の聴取)

第6条 協議会は、所掌事項について協議する場合において、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、大東清掃センターにおいて処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に、解散前の東磐環境組合大東清掃センター公害防止対策協議会規程（平成11年東磐環境組合告示6号）の規定に基づき委嘱を受けている委員は、この告示の相当規定により委嘱しているものとみなし、その委員の任期は通算する。

附 則（平成20年5月30日告示第4号）

この告示は、平成20年7月1日から施行する。

公 害 防 止 協 定 書

東磐環境組合（以下「甲」という。）と 長者自治会（以下「乙」という。）とは、東磐環境組合大東清掃センター（以下「清掃センター」という。）の操業に伴う公害の防止に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が清掃センターを操業するに当たり、環境保全の措置を講ずるとともに、公害の発生を防止することにより、清掃センター周辺地域の住民（以下「地域住民」という。）の健康と快適な生活環境の保全に資することを目的とする。

（清掃センターの所在地等）

第2条 甲が操業する清掃センターの所在地等は、次のとおりとする。

- (1) 所在地 大東町摺沢字南長者101-1
- (2) 敷地面積 12,725平方メートル
- (3) ごみ焼却施設の規模 40トン/日×2炉（計 80トン/日・24時間稼働）
- (4) 粗大ごみ処理施設の規模 18トン/日（5時間稼働）

（操業に当たっての遵守事項）

第3条 甲は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、関係法令及び次に掲げる事項を遵守し、清掃センターの操業に当たるものとする。

- (1) ごみ焼却時に発生する排出ガスに含まれるばいじん等は、バグフィルター（ろ過式集じん装置）等の排出ガス処理装置により除去すること。
- (2) ごみピットから発生する臭気は、焼却炉内に吸引し、焼却熱で分解して無臭化すること。ただし、清掃センターの補修工事等により焼却炉が停止した場合においては、脱臭装置により無臭化すること。
- (3) 集じん飛灰は、加熱脱塩素化処理を行うなど無害化に努め、二次汚染が発生しないよう適正に埋立処分を行うこと。
- (4) 清掃センターから発生する排水（雨水排水を除く。）は、清掃センターの施設内で循環させ、再利用を行うこと。

2 清掃センターで処理するごみは、特別の事情がある場合を除くほか、甲を組織する町村（以下「関係町村」という。）の区域内から排出されたごみとする。

（公害防止措置）

第4条 甲は、清掃センターの操業に当たっては、次に掲げる公害防止措置を講ずるとともに、ごみ処理に伴う公害の発生を防止するため、最善の手段を尽くすものとする。

- (1) ごみ焼却に当たっては、「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン（平成9年1月28日付け衛環第21号厚生省生活衛生局水道環境部長通知）」に定める条件を遵守し、ダイオキシン類の発生防止措置を講ずること。
- (2) 清掃センターから発生する排出ガスは、煙突出口において別表第1に定める基準値以下となるよう大気汚染防止措置を講ずること。
- (3) 清掃センターの旧埋立地から発生する排水は、放流口において別表第2に定める基

準値以下となるよう水質汚濁防止措置を講ずること。

- (4) 清掃センターから発生する騒音は、清掃センターに最も近い住宅（以下「直近住宅」という。）との敷地境界線において別表第3に定める基準値以下となるよう騒音防止措置を講ずること。
- (5) 清掃センターから発生する振動は、直近住宅との敷地境界線において別表第4に定める基準値以下となるよう振動防止措置を講ずること。
- (6) 清掃センターから発生する臭気は、直近住宅との敷地境界線において別表第5に定める基準値以下となるよう悪臭防止措置を講ずること。

（車両の管理等）

第5条 甲は、次に掲げる措置を講ずることにより、廃棄物の収集又は運搬の用に供する車両（以下「収集運搬車両」という。）を適正に管理するものとする。

- (1) 収集運搬車両は、随時洗浄し、清潔を保つよう努めるとともに、走行時に廃棄物が飛散しないよう十分な対策を実施すること。
- (2) 収集運搬車両の運行管理については、交通法令等の教育及び指導監督を行い、事故の防止に努めること。
- (3) 収集運搬車両は、常に点検及び整備を実施し、排ガス対策等を行うこと。

2 甲は、収集運搬車両以外の車両で清掃センターを利用するものに対しても、前項各号に掲げる措置と同様の措置を講ずるよう指導するものとする。

（ごみの減量化及び資源化）

第6条 甲は、ごみの減量化及び資源化について、関係町村の一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの発生抑制、排出段階での減量化及び資源化の促進、処理段階での減量化及び資源化の推進などの対策を講じ、ごみの処理総量の抑制に努めるものとする。

（健康の調査）

第7条 甲は、地域住民の公害に対する不安の解消を図るとともに、地域住民の健康の保持に資するため、地域住民の健康の調査（多項目検診及び腹部超音波検診をいう。以下同じ。）を継続的に行うものとする。

2 前項の調査の実施方法その他必要な事項は、甲、乙及び乙の地域の存する地方公共団体（以下「地元自治体」という。）が協議して定める。

（環境の監視）

第8条 甲は、清掃センターの操業に伴う公害の発生の防止及び周辺環境の保全に資するため、別表第6に定めるところにより、環境の監視を行うものとする。

2 別表第6に定める定期監視のうち周辺大気質の測定位置は、甲、乙及び地元自治体が協議して定める。

3 別表第6に定める定点観測所の位置は、甲、乙及び地元自治体が協議して定める。

（立入調査等）

第9条 乙は、この協定の運用に当たり必要があると認めるときは、地元自治体が立会いのうえ、清掃センターに立入り、又は必要な資料等の提出を求め、清掃センターの廃棄物処理状況、維持管理状況その他必要な事項について、調査することができるものと

し、甲は、清掃センターの施設運営に支障がない限り、これに応ずるものとする。

(基準値を超える場合等の措置)

第10条 甲は、清掃センターの操業に伴い発生する排出ガス、排水、騒音、振動及び臭気が第4条第2号から第6号までに定める基準値を超えたとき、又は当該基準値を超えて環境を悪化させるおそれが生じたときは、直ちにその旨を大東清掃センター公害防止対策協議会(以下「公害防止対策協議会」という。)及び地元自治体に報告するとともに、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

(協定違反に対する措置)

第11条 甲が、この協定に定める事項に違反したときは、速やかに公害防止対策協議会を開催し、清掃センターの操業の一時停止を含む必要な措置について協議するものとする。

2 前項の協議にもかかわらず、甲が相当の期間にわたりこれを履行しない場合には、乙は、清掃センターの操業の停止を求めることができる。

(被害等の処理)

第12条 甲は、清掃センターの操業に伴い地域住民が被害を受けたとき、又は地域住民から苦情の申出があったときは、速やかに原因の究明その他必要な措置を講ずるものとし、誠意をもってこれの解決に当たるとともに、必要な事項については、乙及び地元自治体に報告するものとする。

2 甲は、清掃センターへのごみの搬入等に伴い道路を決壊させたとき、又は清掃センターからの土砂の流出等により地域住民の所有する土地等に被害を与えたときは、原状回復の措置を講ずるとともに、その被害については、賠償の責めを負うものとする。

(事前協議等)

第13条 甲は、清掃センターの施設を変更しようとするとき、又はこの協定に定める事項を改変しようとするときは、あらかじめ乙及び地元自治体と協議し、合意を得て実施するものとする。

(公害防止対策協議会の設置)

第14条 この協定の第8条に定める環境の監視を適正に行うとともに、この協定を適正に運用するため、甲、乙及び地元自治体の連絡協議機関として公害防止対策協議会を設置する。

2 公害防止対策協議会の組織、運営方法その他必要な事項は、別に定める。

(対話集会の開催)

第15条 甲は、地域住民に対してこの協定の第4条に定める公害防止措置の状況及びこの協定の第8条に定める公害監視の結果の報告を行うとともに、地域住民との意見交換の場を確保するため、年1回の定例の対話集会を開催するものとする。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、臨時の対話集会を開催することができる。この場合において、臨時の対話集会の開催方法、開催回数その他必要な事項は、甲、乙及び地元自治体が協議して定める。

(補則)

第16条 この協定により難い事情が生じたとき、又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

(施行期日)

第17条 この協定は、平成11年4月1日から施行する。

(協定書の廃止)

第18条 この協定の締結に伴い、従前の公害防止協定書(昭和54年4月1日締結)は、平成11年4月1日をもって廃止する。

この協定締結の証として、本書3通を作成し、甲、乙及び地元自治体記名押印して、それぞれその1通を保有する。

平成11年2月22日

甲 東磐環境組合
代表者 管理者 川崎村長

川崎村長


乙 長者自治会
代表者 長者自治会長

原 弘


地元自治体 大東町
代表者 大東町長

大東町長


別表第1 排出ガス基準値（第4条関係）

項 目	基 準 値
ばいじん	0.02 g/N _d
硫黄酸化物	30 ppm
塩化水素	50 ppm
窒素酸化物	100 ppm
ダイオキシン類	0.05 ng-TEQ/N _d
一酸化炭素	30 ppm

備考1 ばいじん、硫黄酸化物、塩化水素及び窒素酸化物の基準値は、焼却炉の起動時及び停止時を除いた操業1時間当たりの平均値とする。

2 ダイオキシン類の値は、1回の測定をもってその値とする。

3 一酸化炭素の基準値は、焼却炉の起動時及び停止時を除いた操業4時間当たりの平均値とする。

別表第2 排水基準値（第4条関係）

項 目	基 準 値
カドミウム及びその化合物	0.1 mg/l
シアン化合物	1 mg/l
有機燐化合物	1 mg/l
鉛及びその化合物	0.1 mg/l
六価クロム	0.5 mg/l
砒素及びその化合物	0.1 mg/l
総水銀	0.005 mg/l
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	0.003 mg/l
トリクロロエチレン	0.3 mg/l
テトラクロロエチレン	0.1 mg/l
水素イオン濃度 (pH)	5.8~8.6
生物学的酸素要求量 (BOD)	160 mg/l (日間平均 120mg/l)
化学的酸素要求量 (COD)	160 mg/l (日間平均 120mg/l)
浮遊物質 (SS)	200 mg/l (日間平均 150mg/l)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	5 mg/l (鉱油類含有量)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	30 mg/l (動植物油含有量)
フェノール類含有量	5 mg/l
銅含有量	3 mg/l
亜鉛含有量	5 mg/l
溶解性鉄含有量	10 mg/l
溶解性マンガン含有量	10 mg/l
クロム含有量	2 mg/l
弗素含有量	15 mg/l
大腸菌群数	日間平均3,000個/cm ³
窒素含有量	120 mg/l (日間平均 60mg/l)
燐含有量	16 mg/l (日間平均 8mg/l)